

ひょうご県民連合の越田謙治郎です。

会派を代表し、通告に基づきまして、7項目質問をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

今、人口の減少と少子・高齢化という大きな構造変化が進んでいます。人口減少は、今後、数十年続くでしょう。人口と経済の右肩上がりの成長を前提とした社会のあり方を変える必要があります。その挑戦は、始まったばかりです。

井戸知事は、4月の知事選挙に向けて、人口減少社会を迎える中、5期目の決意を、このように述べられました。人口減少という課題は、従来の発想の延長線上では解決することができません。過去の成功体験にとらわれることなく、この場において、議会の場において新しい発想でしっかりと議論をしていきたいと思えます。

## 1)ひょうご地域創生交付金について

越田:現在行われている地方創生は、地方自治体が地域の特性を生かして人口減少に対して独自の解決策を求めるという理念を掲げております。ただ、国の地方創生推進交付金などの具体の事業においては、自治体の提案に対し国が審査をして交付決定をするというプロセスになっております。

午前中の小西議員への質問に対する知事からの答弁でもありましたが、必ずしも地域の自主性を担保する、そのような枠組みになっているとは言えません。実際に県が議会の議決を経て予算化をし、国に提案した事業でさえも、国の審査が通らなかったという事例もあります。地域の自主性を発揮できる体制を整備していく、

これは党派に限らず地方自治に関わる者全ての願いであります、この点に関してはまだ不十分だと言えます。

そのような中、井戸知事は、今議会の提案説明において、地域創生戦略に基づく県と市町の多彩な取組と連携が不可欠と述べられ、40億円の対象事業総枠を確保したひょうご地域創生交付金を提唱されました。市町の負担を2分の1として、ハード整備も可能とする枠組みとなっております。兵庫県内の地域創生が、これにより大きく前進していくことを期待いたしております。

私は、このように、ひょうご地域創生交付金について大いに期待をしながらも、この制度が単に交付金を出すという制度にとどまるのではなく、改めて従来の県と市町の間を大きく変えていく、そんな制度にする必要性を感じております。この制度が従来の延長線上ではない制度になるため、以下、具体的な提案をさせていただきます。

まず1点目について、県と市町それぞれの地域との関係において、既存の事業との整合性をどうとるかということです。

県は、過去からスポーツクラブ21ひょうご事業や県民交流広場事業、さらには地域再生大作戦や防犯カメラの設置補助のように、地域の活動を支援する仕組みをさまざま行ってまいりました。これらの政策は、それぞれ効果があったとは思いますが、地域創生が、まさに地域の自主性を重んじているという発想に基づくのであれば、ひょうご地域創生交付金の導入に合わせ、既存の制度の見直しも一定必要だと考えております。

次に、制度設計のあり方についても新たな発想が必要だと思います。

県が制度を考え、市町がその制度に従うという制度設計であるならば、従来の発想と何ら変わりません。兵庫県は、いち早く市町との連携を進めており、2012年には、過去から実施している県・市町懇話会を県と市町の政策協議の場と要綱で明文化をいたしました。まさに上からの地方創生ではなく、地域に根差した地域創生を標榜する本県が、全国に先駆けて実施する交付金制度であるならば、その制度設計においても従来の発想にとらわれず取り組んでいただきたいと考えております。

三つ目の提案は、県の本来の役割である市町を応援する立場を更に明確にするということです。

単に市町が提案した事業を県が審査をするという形ではなく、それぞれの市町が抱えている課題を共有し、必要に応じてアイデア段階からしっかりと応援していくという発想が重要です。県民局・県民センターの役割も、従来の現地解決型から現地で解決をしていく市町を応援する伴走型への変更が必要かもしれません。

以上、ひょうご地域創生交付金が従来の発想の延長線上ではない形でスタートをすることを期待をし、提案をさせていただきました。地域創生の主役である市町の地域創生を応援する立場として、井戸知事の決意をお伺いしたいと思います。

---

井戸知事：ひょうご県民連合議員団を代表しての越田謙治郎議員のご質問にお答えいたします。

まず、ひょうご地域創生交付金についてです。  
地域が、それぞれの強みと魅力を生かし、活力を持って自立するためには、そ

の創意工夫による取組が不可欠です。国の地方創生推進交付金には、幾つかの制約があり、地域が主体的に取り組める枠組みとして県の地域創生戦略や市町戦略に沿った市町の取組を支援する、ひょうご地域創生交付金の創設を検討しています。

この交付金では、県や市町、地域のさまざまな団体の協働連携のもとで行われる、まず移住定住・地域間交流を推進する社会増対策、二つに多様な地域資源を活用した地域の元気づくり、三つに地域社会が抱える具体的な課題の解決に資する活動など、市町や地域の実情に即した取組を幅広く支援しようとするものです。

交付金の設計に当たっては、できるだけ制約の少ない、使い勝手の良い制度にしていきたいと考えております。

市町等の単独事業に加え、県と市町が連携して取り組む事業も対象に含めたいと検討しています。また、交付金の運用に当たっては事前相談にご指摘のように応じるなど、事業の検討段階から実施に至るまで、県・市町の連携を密にしていきたいと考えます。

ご指摘の既存の助成制度魚の関連で言いますと、これらの既存の事業は、先導的事業として県として取り組み、市町事業としての定着を期待している事業でありますので、私としては基本的には、この交付金の事業とは重複しないと考えておりますが、よく見極めを予算編成過程でいたしてまいります。

折しも、県政 150 年を迎えるこの機に、この交付金を、市町・地域が自由な発想のもと、地域の思いを実現できるような制度として作り上げていきます。それにより、

地域の知恵や工夫を生かした草の根からの取組を後押しすることで、兵庫の地域創生の実現を図っていきたいと考えているものです。

越田:ご答弁をいただきましたので、再質問を何点かさせていただきたいと思えます。

まず一つ目、地域創生交付金なんですが、非常に前向きな、そして自由度の高いということですから、今までの補助金、「ありがたいけれども、少しルールが厳し過ぎるんじゃないか」とか、そういった声も現場から聞こえてきておりましたので、今回の創生交付金を作ることによって県のさまざまな補助事業なんかも一つは見直していくきっかけにしていきたいと思っておりますが、特に今回、交付金を使って期待を私がしているのは、それぞれの地域で、それぞれのルールをしっかりと作っていく、いわば単なる規制緩和とは言いたくはないんですが、規制の見直しもやはりセットで私はしていかなければいけないと思っております。

地元の猪名川町では、市街化調整区域をどうやって見直していくのかということで、本当に県の皆さんにもご協力をいただきまして、新たなルールを作りながらモデル地というのを作っていきました。これは、まさに地域創生でありますし、交付金を利用した相談の段階から、一緒にルールが本当に正しいのかどうか、新たなルールを作ることによって地域創生ができるんじゃないかということも併せて一緒に取り組んでいただきたいと思います。知事としての見解をお伺いしたいと思います。

井戸知事:交付金自体は、できるだけ、ご指摘のように使い勝手の良い、市町が

創意工夫をすれば、それを前提に応援をしていくという制度にしたいと思っております。その検討過程において、ご指摘のように、他の規制などが、もし邪魔になっているようなことが出てくるようでしたら、相談段階で、その点についても指摘をしていただいでご相談に乗らせていただく、そういう体制をぜひ作りたいと思っております。

いずれにしても、主体性は市町に持っていただかなければいけませんので、その主体的な取組を、しっかりと県として応援をさせていただき、そういう運用と仕掛けにしていきたいと思っております。

越田:主体性は市町で県がバックアップすると、非常にそもそもの県と市町の本当に原点に関わるような、そういったご答弁をいただいたと思っております。来年度以降、それぞれ市町からいろんなアイデアが出て、それを応援して兵庫県の地域創生の新たな形、日本に誇るような形ができるということを期待したいと思っております。詳細は、多分3月とかで予算委員会等で議論をすると思っておりますので、よろしくお願いたします。

## 2)保育の安全確保について

越田:本県では、待機児童が1年のうちで最も少ないと考えられる本年4月1日現在で、待機児童は1,500人を超えており、待機児童が深刻な課題となっています。さらに、年度末に向けて待機児童の数は増加をしているということを推察いたしております。

また、保育に関しては、多様な保育サービスを確保するということへのニーズが強いのも事実です。

2015年9月定例会の代表質問では、我が会派の栗山雅史議員が問題提起をさせていただきましたが、病児保育や病後児保育のほか、多様な働き方が進む中で、日曜日や祝日には預け先がないということも大きな課題となっております。単に保育の問題は、現在、国でも議論をされておりますが、無償化の問題や待機児童の解決だけでは十分ではないということです。

このように、多様な課題を持つ保育の問題ですが、こうした従来の課題と同時に、今回の質問では保育の質の問題をどう担保をするのかということについて問題提起をさせていただきたいと思っています。

昨年の保育施設等における事故は、全国で875件発生したと報告をされております。兵庫県では死亡事故は発生していないものの、9件の重大な事故が報告をされています。昨年4月に大阪市内の認可外保育所で起きた死亡事故では、安全対策が不十分であったため、経営者が書類送検をされるという事態も起こっているのです。もちろん残念ながら事故をゼロにするということではできませんが、重大な事故がより深刻な事故にならないよう、死亡事故に発展しないようにすることも県の取組として必要なことではないでしょうか。

厚生労働省では、保育事故に関する監査の強化、とりわけ抜き打ちの監査の強化を求めています。残念ながら人手不足の中では十分に機能するわけではありません。そして、私は、単に監査機能を強化するだけでは不十分であり、県として増えていく保育施設に対して、どのような安全対策を確保していくのか、このことが

まさに、今、問われていると考えています。

質の担保については、市町で実施する事業でもありますが、監査権限を有する県だからこそ、例えば、県に報告のあった事例をしっかりと分析をし、県内の保育施設へフィードバックするような取組も必要だと考えます。県として、保育の安全性への取組について所見をお伺いしたいと思います。

---

金沢副知事:保育の安全の確保について私からお答え申し上げます。

ご指摘のありましたとおり、子育て環境を整備して女性の社会進出を支援するために、保育の受け皿を病児・病後児や休日夜間も含めて一層拡大する必要がありますけれども、その一方で保育の安全は常に確保しなければならないと存じます。そのため、県では過去に発生した事故の分析に基づいて講ずべき対策をまとめた——これは国作成のガイドラインですけれども——県内の保育施設に繰り返し周知してまいりました。

また、毎年、保育施設の運営に係るチェックリストの提出を求めまして、その結果を踏まえて立入検査を実施するなど、効果的な監査の実施に努め、安全の確保を図ってまいりました。

本年度からは、不正事案を受けて作成をいたしました認定こども園の適正運営再発防止のための指針に基づきまして抜き打ち調査を実施いたしますとともに、県・市町合同監査研修を実施して、施設に身近な市町の監査能力の向上に努めております。

9月から保護者や施設職員からの相談窓口となるホットラインを開設いたしました。11月末までに通報を既に23件出ておりますが、こうした通報に基づいて県や市町の職員が立入調査を実施するなど、市町や保護者、あるいは施設で働く方の協力を得ながら不適切な事案に迅速に対応できる体制の構築を進めております。

さらに、事故を防止するためには、施設での日頃の自主的な安全確保の取組が重要でございます。施設長や幹部職員向けの研修、保育士向けのキャリアアップ研修、こういった機会を活用して職員の安全対策への理解を深めることに努めております。

さらに、越田議員から提案のありました県に報告された重大事故のフィードバックにつきましても、有識者の意見も聞きながら効果的な周知方法を検討して、実施してまいりたいと存じます。

今後も、市町や事業者と協力しながら、保護者が安心して子供を預けられるよう、保育施設の安全確保に取り組んでまいります。

### 3)ひょうごツーリズム戦略について

越田: 本年、兵庫県はひょうごツーリズム戦略を策定し、ツーリズム人口を1億5,000万人とする目標を掲げ、各施策に取り組んでおります。また、外国人旅行者の誘致、いわゆるインバウンド対策については、昨年の約150万人から倍となる300万人という目標を掲げました。このように交流人口の増加を求める取組は、人

口減少社会において、低迷する県内消費にも大きな影響を与える取組だと考えています。しかし、この点についても、従来の発想の延長線上ではない取組が必要だと考えています。

県内の外国人旅行者に注目してみます。2012年以降、確かに大きく増加しているものの、お隣の大阪府や京都府に大きく差をあげられているのが実情です。とりわけ、宿泊客に関しましては、兵庫県は約110万泊にとどまっており、こちらも大きく水をあげられている状況です。

ただ、世界的な知名度を持つ京都、国際線を持つ大阪と隣接している本県が、同じ発想で旅行者の数、宿泊客の数だけを競うべきではありません。観光政策においても、量を競う政策から質にこだわる政策へと転換を求めていきたいと考えています。

そもそも観光誘客を求める理由は、来ていただくお客さんの数そのものが目的ではなく、県内における経済波及効果がどのくらいあるのかということが重要なわけです。旅行者の消費額は、来客数掛ける単価で計算するわけですから、単に旅行者を増やすだけではなく、一人当たりの単価を上げる仕組みを考えていかなければなりません。

私は、10月に開催された産業労働常任委員会において同様の指摘をさせていただき、ターゲットの絞り込みについて提案をしましたところ、一つ目にアジアを中心としたリピーター対策、二つ目に欧米の富裕層対策、三つ目にハラルへの対応を行う旨の答弁としていただきました。それぞれの分析は間違っていないと思いますが、戦略的にターゲットの絞り込みという点においては、必ずしも十分だと

は言えません。

とりわけ、客単価を上げるための取組としては、欧米の富裕層の対策が重要であると考えますが、そのためには、欧米の富裕層が宿泊するラグジュアリーホテルがないという兵庫県内の弱みもあり、ターゲットを絞るというのであれば、そういったホテルを誘致していくという取組も必要になってくるわけです。

さらに、新たな視点として求めていきたいのは、観光客の消費をいかに域内の経済循環へつなげていくのかということです。たとえ旅行者が県内で消費したとしても、その消費が県内の食材、県内の生産物への消費とつながっていかなければ、県として観光政策に積極的に取り組む意味は薄れます。域内循環を高める仕掛けに取り組む必要があります。

今後、人口減少による内需の縮小が避けられない中、より経済波及効果を高めるため、県の観光戦略の重点化を求めますが、県の見解を求めたいと思います。

---

井戸知事:ひょうごツーリズム戦略についてのお尋ねがありました。

観光による交流人口の拡大は、観光の地域産業としての確立につながり、観光産業はサービス産業として裾野が広く、地域の元気づくりにとって重要であります。また、県内人口が頭打ちとなる中、外国人旅行者の増加を図ること、これは大変重要な課題であります。

そのため、29年度から神戸、姫路城、城崎温泉をつなぐ周遊ルートを兵庫ゴー

ルデンルートとして設定し、重点的なPRに取り組んでいます。しかしながら、外国人旅行者数は、大阪、京都に大きく水をあけられていることに加え、一人当たりの消費単価を見ても、兵庫約1万1,300円に対して、大阪は約3万6,700円、京都は1万6,300円となっています。さらに、兵庫は五国にそれぞれ魅力的な観光地があるわけでありますので、県民の皆さん自身が他地域の魅力をあまり知らないという課題もあります。

これらに対応するため、まず滞在時間が長くなれば消費額も大きくなるわけでありますので、スキー、ゴルフ、座禅などの体験型メニューの充実により、増加傾向にあるアジアからのリピーター個人旅行者の滞在時間を長くする工夫を行ってまいります。

二つに、滞在日数の長い欧米からの旅行者を増やすために、世界的なオンライン旅行社、エクスペディア社と連携によるプロモーションの検討も進めています。

三つに、神戸ビーフや松葉ガニなどの特色のある食材のPRや、新たな産品を五つ星ひょうごに選定して、県内産品のブランド化や消費拡大を図ってまいります。

四つに、県民の皆さんに県内の魅力的な観光地を巡っていただく仕掛けを検討していきたいと考えています。

なお、高級ホテルについて指摘がございました。

この高級ホテルについては、大きな効果があると考えております。三宮地区の再開発などに合わせた誘致を図るなどの検討を進めてまいります。引き続き、国内

外からの旅行者の誘客を進め、観光による地域経済の活性化を促進してまいります。

#### 4)中小企業の事業承継について

越田:本県の経済状況は、個人消費の持ち直しや輸出の増加基調に支えられ緩やかに回復していると分析されています。また、雇用状況も10月の有効求人倍率が1.31倍となり、県内企業では人手不足感が強まっていると言われています。ただ、こういった状況だからこそ、今、あえて将来を展望した課題に取り組んでいかなければならないと考えています。それは、兵庫県経済において重要な役割を担っている、そして県内雇用の約8割を占める中小企業が抱える事業承継の問題です。

景気回復の基調が見えるにもかかわらず、昨今、中小企業は減少傾向にあり、県内では2009年に23万4,123あった事業所は、2014年には22万1,441となっております。とりわけ、大きな問題は倒産よりも多いとされる休廃業・解散です。

東京商工リサーチの調べによると、驚くべきことに、2013年から2015年に休廃業・解散した企業のうち、廃業直前の売上高経常利益率が0%以上、つまり黒字状態で廃業した企業の割合は50.5%であり、さらには利益率10%以上の企業も13.6%、20%以上の企業が6.1%と、廃業前にもかかわらず高い利益率を上げている企業も存在しているのです。

休廃業した理由というのはさまざまですが、2016年に休廃業した経営者の

8割以上が60歳以上の経営者であり、過去最高となったことから、小規模企業を中心に事業の担い手である後継者がおらず、黒字のまま休廃業となっていると分析ができます。

私の所属する産業労働常任委員会では、9月に川西市、そして猪名川町商工会の方々と意見交換会を行いました。その中で、「私がいなくなれば次にこの技術を継ぐ者がいない」という声、後継者が決まっていないから先行投資ができず、先行投資ができないから競争に勝てず、競争に勝てないからなかなか後継者を見つけることができない、いわば負のスパイラルに陥っているケースも意見として報告をいただきました。

当然のことですが、企業経営をどう継続していくのか、これは一義的には経営者の自主的な努力によるものではありませんが、この後継者不足は現在の中小企業が共通する大きな課題であり、その課題に目を向けて対策をする、これも行政が果たすべき大きな役割の一つだと考えています。

実際に、経済産業省・中小企業庁は、事業承継問題をそのまま放置すると、2025年頃までの10年間の累計で、約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われる可能性がある試算をいたしました。

中小企業の事業承継の問題は、県内経済を考える上で重要な課題だと言えます。県として、後継者不足による廃業等の影響をどのように考えているのか、また、事業承継が進まない原因をどのように分析しているのか。県の中小企業の事業承継に関する現状と県の対策について、お伺いをしたいと思います。

井戸知事: 中小企業の事業承継についてです。

全国の中小企業経営者の年齢は66歳が最も多く、今後10年間で約245万社の経営者が引退時期を迎えると言われていています。円滑な事業承継は、国を挙げての課題です。事業承継がされず廃業することになれば、雇用機会が失われること、技術やノウハウが断絶すること、産地やサプライチェーンが崩壊することなど、深刻な影響が起きます。ものづくり県・兵庫の基盤が揺らぐことにもなりかねません。

これまでから産業活性化センターによる相談や専門家派遣、セミナーの開催などに取り組んできましたが、昨年度の実績で相談8件、専門家派遣7回にとどまっています。また、事業承継者を支援するために内装・家賃の助成なども行っていますが、ほとんど利用がありません。

この要因として、経営者自身に危機意識がない、二つに適切な後継者が身近にいない、三つに事業承継が家族関係や本人の健康問題と密接に関係するため、周囲に相談しづらいなどといったことが考えられます。

国は、来年度から事業承継の課題となってきた相続税や贈与税の納税猶予の制度の拡充、後継者の負担は実質的にゼロにすることを検討されていますし、小規模なM&A推進のためのマッチング支援の強化も打ち出しています。

県では、現在の取組に加えまして、30年度から産業活性化センターを中心に、商工会、商工会議所や金融機関、税理士など専門家等が連携して事業承継ネットワークを立ち上げる予定です。年間2,000社を目標に、直接経営者と面談して実

態調査を行います。こうした取組を通じて自社の現状に早目に気付いてもらい、計画的な事業承継につないでいきたい、このように考えて検討を進めています。

事業承継は、待ったなしの課題です。経営者が早目早目に対応できるよう支援に努め、中小企業の事業承継を円滑に進めてまいりますので、ご指導をよろしくお願いいたします。

---

越田: 事業承継の問題について再質問いたします。

やはり中小企業の皆さんとお話をすると、今日、後継者を決めて明日バトンタッチができるというわけではありませんから、少なくとも2年、3年、場合によったら5年ぐらいというのが、一般的な事業承継に関わるスケジュール観だと思っています。そういった段階で、今、さまざまな問題というのが中小企業の現場にあります。

特に私がよく聞くのは、これは県独自では無理なのかもしれませんが、やはり個人の債務保証というか、会社の債務をある種担保に自宅を入れなければいけない。国は「それをあまりするな」と言っているんですが、現実、中小企業の皆さんにお聞きすると、個人が債務負担をしていたり自宅を担保に入れていたりということもお聞きをします。

これは一例だとは思いますが、こういった一つ一つのステージごとにある課題をしっかりと見詰めていただきたいと思うんですが、具体的に、今回、事業承継のネットワークということをご提案をいただいて、まだ詳細詰まっていないのかもしれませんが、その点について、やはりこれも伴走型でしっかりとっていただきたいと



いうふうな思いを込めて、知事から、この事業承継について再度ご答弁をいただきたいと思います。

井戸知事:事業承継は、大変難しい問題であることは事実です。相続税や贈与税との絡みも大きなバリアであることは事実ですが、それはそれで解決を図っていかなくてはなりませんけれども、今、おっしゃったような事例も一つであります。

以前、私、自分の事業をやるのに自分が保証人になれないようでは、意気込みは最初から逃げているような形で事業をやっていくというようなことだと成功は望めないと、こういうふうに思っていたんでありますが、ただ、そうすると、いざ失敗したときの再スタートが非常に難しくなります。

したがって、ご指摘のような点も含めて、先ほど答弁いたしましたように、事業承継に関連する相談をチームで行っていく体制をうまく運用することによって、それぞれの課題を解決していく、そういう対応を、ぜひネットワークで照らしていただければ、このように考えているわけでございます。

越田:事業承継について、まさに事業承継の問題、経営者の問題であると同時に、私は従業員にとっても重要な問題だと思います。社長が65歳で、あと何年やってくれるんやろうかと、俺のローンは一体これで返せるんだろうかみたいな、やはり中小企業にお勤めの方からすると、社長が今後どうするかということも従業員の士気にも関わってくる問題でもありますから、来年度以降の取り組み、大いに期待をしたいと思っています。

## 5)インクルーシブ教育の推進について

越田: 昨今、LD、ADHD、自閉症スペクトラム等、いわゆる発達障害と言われる児童生徒は増加傾向にございます。2012年に文部科学省が行った調査によると、通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒が、約6.5%在籍するとされています。この在籍率からすると、現在、兵庫県内の小中学校には、約2万9,000人が在籍していることとなります。

ただ、これらの児童生徒の多くは、適切なサポートさえあれば円滑な学校生活を送ることができると考えています。しかし、指導の場となる通級指導教室の設置数も増加傾向にありながら、その専門性の確保は喫緊の課題となっております。

課題は私は二つあると考えています。一つ目は、現場の指導者の確保です。

兵庫県では、LD、ADHD等の通級指導担当教員を学校生活支援教員として支援地域拠点校に配置をしておりますが、現在の配置状況では、必ずしも十分に児童生徒へ行き届いているとは言えません。実際に阪神間の市町からは、学校生活支援員の増員を求める声も上がってきております。

二つ目は、専門性の確保です。

通級による指導を行う担当者への研修の充実は欠かせません。担当する教員の専門的な資質として、障害についての知識、発達段階に応じた指導等が重要となってきます。

現在、文部科学省では、2020年度を目途に、特別支援学校の教員に特別支援学校の免許取得100%を義務付けようとして取り組んでおりますが、通級指導担当教員にも同様の専門性が必要であることは言うまでもありません。しかし、現状はどうでしょうか。

私は、昨年の決算特別委員会において、教員への研修が形骸化しているのではないかと問題提起をさせていただきました。校内の代表者の研修を行い、その代表者が学校に戻り研修を実施するという制度でありましたが、職員会議等で実施しても研修としてカウントしているということが現状でした。それが、本年度予算では、インターネットによる動画配信による研修など、わざわざ研修所に足を運ばなくても研修を実施できる体制になっており、小さな一歩かもしれませんが、一定評価をしているところです。しかし、これではまだまだ十分とは言えません。

さらに、来年度からは高等学校における通級による指導の制度が導入されることから、県として通級を担当する教員の専門性の確保について更なる対策が必要と考えています。これらの課題に対する県の見解、今後の対策について伺いをいたします。

---

高井教育長：通級指導を担当いたします教員の数の確保、それから質の確保についてご質問をいただきました。

まず、数のことでありますけれども、学校生活支援教員は、平成18年度から、LD、ADHD等の通級担当教員として支援拠点となります小中学校に配置を進め、現在では125人を配置し、1,919人の児童生徒が通級指導を受けています。10年

前と比較いたしますと、教員数は約6倍に、指導を受ける児童生徒数は約15倍に拡大をしておりますが、通級指導の希望者が増えます中、さらに配置を拡大する必要はあると考えています。

国では、平成29年度から、10年をかけて対象児童生徒13人に教員1人を配置する基礎定数化を進めています。これによりますと、現状が15人に1人ですので、それが13人に1人になりますので、時間は掛かるかもしれませんが、順次、ニーズの高い地域においても、市町教育委員会が計画的に配置できる環境が整っていくものと考えています。

それから、質の問題であります。

配置の拡大に伴って、専門性の高い教員の育成が課題となります。これまでから教職員のためのインクルーシブ教育システム構築研修を実施して、全ての教職員を対象とする研修をやってきました。それについては、先ほどお尋ねにもありましたが、このたびのご質問にある通級担当教員には、それとは全くレベルの異なる高い専門性が求められます。

そのため、県では対象となります教員等200名を集めて、県立特別支援教育センターで研修を受講させています。特別な教育課程の編成の方法ですとか個別の指導計画の作成などについての研修でございます。

また、担当教員の実践を集めた事例集の作成と活用を進めてきましたが、現時点では、まだ学校に1人の配置でありますために、授業実践を通した指導内容の習得の機会が少ない、例えば普通の学校ですと、他のクラスへ行って、ほかの先生がやっていることを見て覚えることができますが、それができません。それから、

担当教員の不安、悩みの解消を図る機会が少ないこと、さらには教員間のOJTによる人材育成が難しいといったことが課題となっています。

そこで、このたびの高校での通級指導の導入に合わせまして、実践的な研修として、高校の通級担当者と小中学校の通級担当者、特別支援学級の担任、さらには市町教委の担当者も加えまして、指導内容の習得に向けた合同研修会を、年、数回設定すること。それから、近隣にある特別支援学校のセンター的機能を活用して、担当する教員の悩みの解消、あるいはOJTとして支援の助言の機会を設定するといったようなことを検討を進め、通級担当教員の専門性の一層の向上に努めてまいります。

---

越田:1点だけ再質問をさせていただきたいと思います。

インクルーシブ教育についてですが、現在の15人に1人の配置が、時間を掛けて、これから13人に1人になっていく。ただ、今、通っている子供たちからすると、何年後と言われても、やはり、今、支援が必要な子供たちというのが、たくさんいらっしゃいます。

特に、私が地域の声として聞くのは、小規模校ですよね、なかなか支援校で頑張ってください、県教育委員会としても、いろんな配慮をいただいているというのは十分分かりますが、それでもなかなか小さい規模の学校のところには、その光が当たりにくい状況も現場の声として上がってきています。教育長としても、当然、そういった声は、各教育委員会、学校現場等から上がってきていると思いますが、現在の前提条件として、現在の人ではやっぱり足りないんだと、そういう思いをしっかりと共有をいただいているかどうか、この点について現場の皆さんもそこ

を知りたいところだとは思いますが、教育長のご見解をいただきたいと思っています。

---

高井教育長:毎年のように、市町教育委員会から、ご要望をさまざまお聞きしていますが、その中で、この案件は必ず入っています。

小規模校については、特に専任で置きますから、小規模校で1人のために1人の先生というわけにはいきませんので、結局、複数校を集めて何人かの先生を当てるといふような形にならざるを得ないので、どうしてもその学校以外の学校の生徒にとっては若干手薄な指導しか受けられないということがあると思いますので、それにつけても全体の教職員定数の改善が大幅に進まない限り、これだけ言っても、なかなか、ほかにもいっぱい要望してますので難しだろうと思いますが、状況はよく認識しているつもりです。これからも頑張ってください。

---

越田:市町、そして学校現場の声というのを十分理解をいただいていると認識を私もさせていただきました。多忙化の話でもないですけれども、午前中でもありましたが、いろんなところで確かに人が欲しい、必要だと、それで教員の方も本当に大変な状況がある中で、ただ学校現場の方にお話を聞くと、仕事を減らしてほしいとあまり思っていない方がいらっしゃるかもしれませんが、それよりもやっぱり子供たちにちゃんと向き合っていくための時間を確保したいから、それを応援して人を配置してほしいという声がやっぱり圧倒的に多い。その結果、多忙化解消ができるというのが、私は今後の順番でもあると思いますので、それと併せて意見として申し上げたいと思いますし、警察の関係に関しても、過去から取り組んでいただいていると思いますけれども、このままじゃやっぱり不安でどうしようもないと、そう

いったところが多くの方からあります。手紙をもらって電話をしたら、来年の何月ですと言われたら、それはなかなかうまくいかない、気分的にもううまくいかないところもありますので、少なくとも、さまざまなご努力をいただいた上ではありますが、今、数ヵ月待っている状況がありますということも、併せてしっかりと周知をしていただければと思いますので、この点は以上で終わりたいと思います。

## 6)中長期的な視野に立った高齢運転者への対応について

越田:近年、増えつつある高齢運転者に対する対応は、超高齢化社会となる日本が抱える問題の一つとなっています。本年3月に改正道路交通法が施行され、高齢者の運転に関しては更新時の高齢者講習が見直されるなどをしました。

交通事故全体で占める割合が増加傾向にある高齢運転者に対し、認知機能検査を強化するなどの取組は、事故を未然に防ぐ中で重要な取組だと言えます。

また、高齢者事故防止に関しては、免許返納の促進といったソフト支援、ドライブレコーダーの設置等のハード・ソフト両面での対策が必要となってきます。また、各市町での施策にはなりますが、運転をしなくなった方への移動支援なども重要です。高齢者の運転による事故という不幸な出来事をなくすという使命と同時に、高齢者を排除するのではなく、自主的に運転を卒業しても生活の質が著しく低下しない、そんな方法を模索していかなければなりません。

さて、このような現状がありますが、高齢者講習の対象となった方からは、喫緊の課題として高齢者講習を受講するはがきが届き、すぐに予約を入れようとしても、

数ヵ月先まで予約が取れないという声が聞こえてきます。

実際に、県内において、11月末現在では、待ち日数が平均で85日になっているのが現状です。「法律で受講を義務付けておきながら、その体制が整備されていない」こういった不満の声が聞こえてまいりますし、高齢運転者からすると、いわば排除されているというような印象をお持ちの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

この問題、過去にも一般質問等で取り上げられてきた課題でもあり、県警本部としても、運転免許センターでの講習の実施や自動車教習所への委託料の増額など努力もしていただきましたが、高齢者講習の実施を委託されているのが民間の自動車教習所であるため、必ずしも十分な対応とまでは至っておりません。

県内の70歳以上の高齢運転者の数は、2026年には、現在の約41万人から約1.3倍になると予想をされています。現在の体制で、今後、十分な対応が可能なのか不安になってまいります。

そこで、今後、高齢運転者が増えていく状況の中で、中長期的な視野に立って高齢運転者への対応に取り組むべきだと思いますが、県警本部の見解をお伺いしたいと思います。

西川警察本部長:教習所に委託しております高齢者講習につきましては、現在、更新期間満了日の前6ヵ月以内に受講をしていただけますよう、事前に高齢者講習のお知らせの案内はがきを送付しているところでございます。

議員からご指摘いただきましたように、教習所によっては、その所在する地域の

高齢者人口がかなり違います。また、教習所自体の規模も違いますし、体制も異なります。さらには、時期によっては、毎春、新卒予定の教習生の受入れなり受入れ準備といったことで繁忙だという場合もございますので、先ほどご紹介いただきましたが、受講待ち日数、11月末で85日というようなことになっておりますが、最短のところでは6日、最長では5ヵ月を超えるというように、教習所ごとの大きな格差がございます。

県警察といたしましても、高齢者講習の受講待ちの緩和は喫緊の課題であると認識しておりまして、今後とも各教習所に対しましては、高齢者講習専従指導員の配置や施設の整備等、更なる規模、体制の充実など、仮に繁忙期であっても安定した高齢者講習を行うための受講枠の拡大をしていただけるよう継続的に指導を行ってまいります。

また、高齢者講習受講対象者の方には、早期の予約案内をするほか、比較的に空いている教習所への情報提供を行ってまいりたいと思います。

一方、一定の違反を行いました75歳以上の方を対象としております臨時認知機能検査、臨時高齢者講習につきましては、公安委員会が直営で実施しておりまして、現在、概ね円滑に推移しているところでございます。しかしながら、今後、その制度の対象となる高齢運転者が大幅に増加することが予測されますので、この公安委員会直営の講習体制につきましても、指導員の増員配置など、体制の強化を検討してまいります。

いずれにいたしましても、今後も高齢者講習等の円滑な実施推進に努めてまいりますのでございます。

## 7)公共交通の持続性可能性の確保について

越田：人口減少によって、地方部では利用者が減少し、公共交通の持続可能性は大きな課題となっております。バス、鉄道それぞれの業界に言えることではあります。交通事業者のみの力では維持が困難となる、そんな路線も出てきています。

一方、先ほどの話ではありませんが、自転車等を運転することができない高齢者は今後も増加していくのが現状です。移動に制約のある県民にとっては、公共交通の必要性は高まってきております。移動手段の一つとしてではなくて、生活を維持するための必要不可欠な存在となっております。

このような公共交通も幾つかの点で大きな課題を抱えていますが、その一つは、現場から切実な声として上がってきている人材の確保の問題、今日はこの問題について取り上げたいと思います。

高齢化が進む中、各産業において人手不足が顕著になってきておりますが、公共交通の要の一つであるバス運転者、これは全産業の平均と比べ高い有効求人倍率となっており、深刻な状況にあります。

運転手不足の背景には、バス運転手に必要な大型2種免許の取得に時間と費用が掛かること、他の職種に比べ拘束時間が長くなる傾向があること、その上、相対的に賃金が安いことなどが挙げられます。特に、現在、大型2種の免許保有者は60代が一番多く、現在の60代以上の方がリタイアをすると、運転手の確保が

困難になる危険性があるんです。

このような現状は、路線バスの維持に大きな影響を与えるとともに、多くの自治体で委託をしているコミュニティバス等の運行、先ほどの話ではないですが、インバウンドで言うと、大型バスの運転手の確保等にも大きな影響を与えると思っています。

もう一つの課題は、生産性の向上の問題です。

利用者が減少する中でも、生活交通バスを維持していくためには、経費の削減と同時に貨客混載など、収入を生む新たな取組を進め、生産性を向上していく必要があります。まずは、バス事業者自身が職場環境の整備や処遇改善によって人材を確保する、このことも必要でありますし、生産性の向上に努めるということも重要ですが、人口減少社会にあって最も身近な公共交通の一つである生活交通バスを維持するため、県としてどのように取り組んでいくのか、所見をお伺いしたいと思います。

---

井戸知事:公共交通の持続可能性確保についてお答えをいたします。

人口減少が進んでいる中で、地方部を中心に生活交通バスの利用者は減少し、それに伴いバス事業者等の採算性が悪化してきています。また、運転手の高齢化がご指摘のように進む一方、若年層の新規就労は少ないという事実があります。そのことから運転手不足も顕在化しつつありまして、将来のバス路線維持に大きな課題となっています。

このために、乗り継ぎ時刻表を作成したり、ICカードを導入したり、利用者増につながる支援を行ってきておりますし、路線バス、コミュニティバスの運行を助成し、住民主体の自主運行バスの立ち上げなどについてまで財政支援を行ってまいりました。事業者も収益改善への取組を始めています。神鍋地区では、物流業者と提携して路線バスが貨物を運ぶ貨客混載を実施しています。他の地域でも検討が進められています。また、観光客に生活交通バスを利用してもらうバス旅ひょうごキャンペーンを展開してまいります。新たな利用者の掘り起こしにも取り組んでいる実情です。

運転手確保については、運転免許を持たない新規高卒者を積極的に採用して2種免許取得まで育成したり、女性限定運転体験ツアーや事業所内保育所の設置など、女性運転手の確保に焦点を当てた採用活動や労働環境の整備にも取り組まれています。

こうした事業者の取組に対しまして、県としましても、国に2種免許受験資格も経験年数とか年齢要件の緩和を提案しております。また、先ほど申し上げましたバス旅ひょうごへの新たなコミュニティバスの参加を促すなどの支援を行っております。

生活交通バスの利用促進、財政支援を行いながら、これらの維持のために事業者自らの努力や取組も後押しして、生活交通バスの維持に今後とも努めてまいります。

---

越田:1点再質問をさせていただきます。

県としても、さまざまな取組をしていただいております。ただですね、この公共交通というのは、我々にとっても非常に大きなバイブルともなっております。ひょうご公共交通10ヵ年計画、そういったところには、なかなか人手不足の現状というのは必ずしも十分記載をされているわけでもないとは私は思っています。

今後、さまざまな見直しの時期が来るときに合わせて、しっかりとして県としても議論をしていただきたいと思いますし、今、県では事業者の皆さんや国や各自治体の皆さんと連携して、公共交通の勉強会も開催しているとお聞きをしています。そういったところでも、まさに、今、現場が人手不足になっている、そんなことも取り上げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

---

井戸知事:ご指摘いただいたような多面的な検討を、これからも進めさせていただきたいと思っております。併せまして、人手不足対策の切り札は、自動運転ではないか。都市部の自動運転というよりも、公共交通が不可欠な地方部の自動運転の対応というのは、非常にこれから期待される分野ではないか、このように考えています。

そのような意味で、既に多可町でしたでしょうか、自動運転の実証実験地域に手を挙げられたりしてございます。こういうような動きにも目を配りながら記載をしていきたいと考えております。

---

越田:最後の生産性の向上で、そのあたりまで踏み込めたらと思ったんですが、おっしゃるとおり、本当にIT技術、IoTの技術というものの進展に伴って、いろんな可

能性が出てくると思っています。ただ、なかなか現場で、今、路線を何とか維持するので精いっぱいといったところで、なかなか新しいアイデア、新しい技術といっても、規制の壁もあったり、資金的な壁もあったり、いろんなところがあると思いますから、目的はやはり公共交通をしっかりと維持していく、こういった姿勢を更に強めていただき、取り組んでいただければと思います。意見を述べて終わりたいと思います。

ありがとうございました。 \_

---

以上